

唐財契第886号

平成23年12月27日

各建設業者 様

唐津市長 坂井俊之

[公印省略]

唐津市発注工事における現場代理人の常駐義務緩和について（通知）

このことについて、次のとおり現場代理人の常駐義務を緩和することとしましたので通知します。

1 現場代理人の兼任を認める要件について

次の要件をすべて満たす場合に限り、現場代理人の兼任を認めることとする。

ア 兼任できる工事は、現場代理人1人につき3件まで（工種不問）であること。ただし、近接工事は1件として取り扱う。

イ 唐津市（水道事業を含む。）発注工事であること。

ウ 工事の施工場所が唐津市内にあること。

エ 請負金額の合計が当初契約金額で2,500万円（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）未満であること。

オ 現場代理人は、原則として兼任する工事に対応する建設業法第26条第1項に規定する主任技術者の資格を有する者であること。

カ 現場代理人は、兼任する工事の監督員と常時連絡を取れる体制にあること。

2 現場代理人の兼任を認める手続き

(1) 現場代理人を兼任する場合には、契約締結時に提出する「現場代理人等届出書」と同時に別紙1「現場代理人兼任届出書」を提出すること。

(2) 兼任の都度、既契約工事の監督員に対し、兼任の現場代理人となった旨の報

告を文書で行うこと。（別紙２）

3 その他の留意事項

- (1) 提出された「現場代理人等届出書」又は「現場代理人兼任届出書」の記載内容に虚偽があった場合又は現場代理人を兼任することにより現場の体制に不備が生じた場合は、当該兼任の取消し、工事成績評定への反映、指名停止措置その他の必要な措置を行うこととする。
- (2) 現場代理人を兼任したことに伴う諸経費調整は行わない。ただし、近接工事の場合はこの限りでない。
- (3) 工事の内容により現場代理人の兼任を認めない場合は、その旨を公告又は入札通知書において明記することとする。

4 適用日

この取扱いは、既に契約済みの工事を含み、平成24年1月10日以後に入札（電子入札にあっては開札）を行う工事から適用し、平成24年3月31日までに公告又は入札通知を行う工事まで適用する。